

令和元年司法試験再現答案

民事系科目

第3問 民事訴訟法

整理番号	ランク
1	A
2	A
3	A
4	A

1【設問1】（以下、民事訴訟法については法令名省略）

2第1 課題(1)

31. Yは、「訴訟の全部…が」A地方裁判所の「管轄に属しない」として、16条1項に
4基づきB地方裁判所への移送の申立てをしている。そこで、本件訴訟の管轄権をA地方裁
5判所が有するかが問題となる。

62. 本件定めは、XY間での管轄合意（11条）である。本件定めは「本件契約に関する
7一切の紛争」という「一定の法律関係に基づく訴え」に関する合意であり、かつ、契約書
8という「書面」（11条2項）でなされている。

9 問題は、本件定めによる管轄合意が、付加的なものか、専属的なものか、である。

103. 本件定めについてのYの解釈

11 本件定めは、専属的管轄合意を定めたものである、とYは主張すると考えられる。なぜ
12なら、「法人」であるYの「主たる…営業所」である本店はB市にあるので、Yの普通裁
13判籍はB市にある。したがって、4条1項に基づき、XからYへの本件契約に関する訴え
14について、B市を管轄する裁判所であるB地方裁判所が管轄を有することは当然である。
15これを前提とすると、本件定めによる管轄合意を付加的管轄合意に過ぎないと解すると、
16無意味な管轄合意となってしまう。XYがわざわざ管轄合意をした意味を考えれば、それ
17は当該管轄合意が付加的なものではなく、B地方裁判所にしか管轄を認めない専属的管轄
18合意だからと考えざるを得ないからである。

19 したがって、本件定めにより、本件訴訟の管轄はもはやA地方裁判所にはない、という
20のがYの解釈である。

214. 異なる解釈

22 もっとも、本件定めは、付加的管轄合意と解すべきである。なぜなら、本件定めでは、
23「B地方裁判所『のみ』を第一審の管轄裁判所とする」ではなく、「B地方裁判所を第一

24審の管轄裁判所とする」と合意されており、文言上、当然に専属的管轄合意がなされたと
25は解されない。また、本件定めが付加的管轄合意だと解すれば、本件定めが法的に無意味
26なものになる旨Yは主張するが、法定の管轄が認められる裁判所を事業者・消費者間で確
27認することは、法律上の意味はなくとも、事実上の意義があるといえるからである。

28 したがって、本件定めがあるとしても、なお、A地方裁判所は本件訴訟の管轄を有する
29（5条5号の営業所所在地管轄）ため、Yの申立ては却下されるべきである。

30第2 課題(2)

311. 管轄は、当該事件と関連性の強い地に認められるものである。したがって、合意され
32た地の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審
33理の実現を妨げることになる特段の事情があるといえる場合には、専属的管轄合意にかか
34わらず、事件と最も密接な関連性のある地の裁判所に管轄権を認めるべきである。具体的
35には、a)事案の性質、b)証拠の所在地等を考慮して判断する。

362. 本件についてこれをみるに、本件契約を締結したのはB市ではなくA市にあるYのA
37支店である。また、本件事故が起きたのも、B市ではなく、A市内と考えられる。した
38がって、本件事件はB市よりもむしろA市に強い関係を有する（①）。

39 また、本件訴訟の最大の証拠品は、本件車両であるところ、これはA市内のXの自宅車
40庫にあり、B市内にはない。したがって、主要な証拠の所在地もB市内ではなく、A市内
41である（②）。

42 さらに、Yは、A市内にもA支店を有するため、A市で応訴するのに特段の支障はない。

43 以上を考慮すると、本件では、専属的合意管轄の効力を認めることが、当事者間の衡平
44を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることになる特段の事情があるといえる場
45合にあたるといえる。

463. よって、本件定めが専属的管轄合意を定めたものであるとしても、なお、本件訴訟は

47 B 地方裁判所ではなく、より関係性の強い A 地方裁判所で審理判断されるべきである。

48 【設問 2】

49 1. 裁判上の自白とは、口頭弁論手続期日又は弁論準備手続期日における自己に不利益な
50 事実の陳述である。基準の明確性のため、「不利益」とは相手方が立証責任を負っている
51 ことを指すと解する。自由心証主義（247 条）との衝突を避けるため、「事実」とは主
52 要事実に限られると解する。

53 2. 元の請求における事実④の位置づけ

54 (1) 元の請求の訴訟物は、「履行遅滞による本件契約の解除に基づく原状回復義務履行
55 請求権としての支払済み代金返還請求権」である。当該訴訟物の請求原因は、あ) 売買契
56 約の締結、い) 代金の支払、う) 弁済期の到来、え) 履行の催告および解除の催告、お)
57 相当な期間の経過、か) 解除の意思表示である（民法 541 条、540 条 1 項、545 条
58 1 項）。これらとの関係で、事実④は意味を持たない。

59 (2) これに対する抗弁として、目的物引渡債務の弁済の抗弁が考えられる。この抗弁の
60 要件事実は、目的物を引き渡したこと、である。これとの関係でも、事実④は意味を持た
61 ない。

62 (3) これに対する再抗弁として、引き渡された目的物の性質が契約に適合していないと
63 いう再抗弁が考えられる（415 条「債務の本旨に従った履行」参照）。この再抗弁の要
64 件事実は、引き渡された目的物が契約に適合していないこと、である。事実⑤がこれに対
65 応する主要事実である。そして、事実④はこれを推認する間接事実である。

66 3. 追加された請求における事実④の位置づけ

67 追加された請求の訴訟物は、「債務不履行に基づく損害賠償請求権」である。この訴訟
68 物の請求原因は、あ) 売買契約の締結、い) 債務不履行の事実、う) 損害の発生、え)
69 い) とう) の事実的因果関係である。事実④は、債務不履行の事実たる事実⑤と、損害に

70 ついての事実⑨とをつなぐものであるから、え)の事実的因果関係に対応する主要事実で
71 ある。

724. 以上から、元の請求との関係では、Yの陳述は、間接事実を認める陳述に過ぎないた
73 め、裁判上の自白に当たらない。一方、追加された請求との関係では、Yの陳述は、口頭
74 弁論期日における、Xが立証責任を負う主要事実を認める陳述であるから、裁判上の自白
75 に当たる。

765. 撤回制限効

77 (1) 裁判上の自白が成立すると、裁判所は当該事実を判決の基礎としなければならなく
78 なるという裁判所拘束力が発生する（弁論主義第2テーゼ）。また、裁判所拘束力を信頼
79 した相手方保護のため、信義則（2条）上、撤回制限効が生じるのが原則である。

80(2) もっとも、本件では、Yの陳述は、新請求追加よりも前であるから、Xが新請求
81 との関係で裁判上の自白が成立して裁判所拘束力が発生することを信頼することは論理的
82 にあり得ない。そうである以上、本件では、撤回制限効の前提を欠く。したがって、本件
83 では、例外的に、新請求との関係でYの陳述に撤回制限効は認められない。

846. よって、Yは④の事実を認める陳述を自由に撤回できる。

85 【設問3】

861. Lは、文書提出命令の申立て（221条）をしている。本件日記は、220条1～3
87 号に該当しないため、Lは220条4号を理由に上記申立てをしていると考えられる。

882. もっとも、本件日記は自己利用文書（220条4号ニ）にあたり、所持人Zは文書提
89 出義務を負わないのではないか。

90 (1) 自己利用文書とは、①開示を予定していない文書で、②開示により所持人に不利益
91 が生じ、③以上をもとにしてもなお提出されるべき特段の事情がない文書をいう。

92 (2) まず、本件日記は日記であることが①要件との関係で考慮されるべきである。日記

93である以上、その内容からして開示を予定していない可能性が高いからである。

94 (3) 次に、本件日記の内容に、本件事故の起きた甲シリーズのキャンピングカーの設計
95にTが携わっていたこと自体が、②要件との関係で考慮されるべきである。上記の事実自
96体が他人に知られたくないプライバシーといえる可能性があるからである。

97 また、本件日記の内容に、Tと上司とのいざこざが含まれている点も、それ自体が醜聞
98に属する可能性があるため、他人に知られたくないプライバシーに当たる可能性があるか
99らである。

100 (4) 最後に、日記を書いたTが死亡していることを、③要件との関係で考慮すべきであ
101る。T本人が死亡しているならば、プライバシーの要保護性が減退している可能性がある
102からである。

第1 設問1

1 課題1

Yの解釈は、本件定めは、11条1項の専属的合意管轄であるとするものである。その理由としては、Yには、4条により、既に管轄があるため、管轄を増やす合意をしても意味がないとの理由が考えられる。

しかしながら、本件定めは、管轄を増やすための合意であると解釈すべきである。まず、4条は、Yが被告になる場合には適用があるものの、原告になる場合には、適用がない。そのため、本件定めを、管轄を増やす合意と捉えることは無意味ではない。また、証拠資料がA市にあることが多いだろうから、Aの管轄を排除することは、当事者の意思解釈として不自然ともいえる。

よって、本件定めは、管轄を増やすための合意である。

2 課題2

本件定めを専属的合意管轄と考えるとしても、本件訴訟はAで審理されるべきである。まず、16条2項が11条の場合を除外していることに鑑みれば、専属的合意管轄の要請は、相当の理由があるときは、訴訟経済や当事者の公平に劣後する。そして、17条の趣旨に照らせば、17条の要件を満たす場合には、管轄がない裁判所であっても、移送せずに審理することが可能であると解される。

本件では、A市に証拠資料が集中し、Bで審理を行うことは、当事者の公平の観点から妥当ではない。

よって、本件訴訟は、Aで審理されるべきである。

第2 設問2

1 裁判上の自白が成立するか。

2 裁判上の自白とは、弁論期日における陳述のうち、相手方の陳述と一致する自己に不利益な事実の陳述をいう。そして、ここでの事実とは、主要事実をいうものと解される。

元の請求の訴訟物は、解除に基づく原状回復請求としての代金返還請求権である。この訴訟物との関係では、事実④は、事実⑤を推認させる間接事実である。そのため、元の請求との関係では、裁判上の自白は成立していない。他方、追加された請求の訴訟物は、債務不履行に基づく損害賠償請求権であり、事実④は主要事実であるため、裁判上の自白が成立することになる。

3 では、どのように考えるべきか。

思うに、裁判上の自白が成立すると、撤回制限効が生じるのは、自白の拘束力を信じ、争点整理を行ってきた相手方の信頼を保護するためである。そして、裁判上の自白が成立すれば、撤回制限効が生じることから、訴訟当事者は、自白をするか否かにつき、慎重に判断する。そして、この判断は、訴訟物をにらみながら行うことになる。そうすると、訴訟物が変更される場合には、一定の事実につき自白するか否かの判断を再考する必要性があるから、いったん行った陳述を撤回するか否かにつき、判断する時間を当事者に与える

べきであり、このような時間が与えられないまま裁判上の自白が成立すると考えることは出来ない。

本件では、追加の請求がされた次の口頭弁論期日において、当事者が事実④を撤回しているため、再考の時間内に撤回したとして、裁判上の自白は成立していないと考えるべきである。

よって、裁判上の自白により、Yが事実④を認める旨の陳述を自由に撤回することができなくなっているということは出来ない。

第3 設問3

1 220条4号二に該当するか。

2 文書所持者のプライバシーの問題と、証拠としての必要性の調和を図る観点から、本件日記の作成者が生存しているか、証拠としての価値がどれほど高いかといった事項を考慮すべきである。

以上

民事系科目第3問（民事訴訟法）

第1. [設問1]

1. 課題（1）について

まず、Yの主張の根拠は次の通りである。すなわち、YはXとの本件契約において、「本件契約に関する一切の紛争は、B地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする」との本件定めを規定しているところ、かかる定めは、他の管轄裁判所を排除する専属的合意管轄である。そして、XのYに対する本件訴訟は、本件契約に関する紛争であるから、A地方裁判所に対してするのは管轄違いであるから、民事訴訟法（以下省略）第16条1項により、B地方裁判所に移送されるべきである。

これに対して、別の解釈を採るべきだとの立場からは次のような立論が考えられる。まず、本件定めはB地方裁判所「を」管轄裁判所とすべきであると規定しており、「のみ」や「を専属管轄とする」との他の裁判所を排除するような表現が用いられているわけではないので、本来の管轄裁判所が排除されるわけではない。そして、本件訴訟が解除に基づく原状回復請求という財産上の訴えであり、400万円金銭債権の行使の義務履行値は債権者Xの住所であるから（民法484条1項）、A地方裁判所は管轄裁判所である（5条1号）。

また、Yは全国各地に視点を有する会社であり、契約に関する紛争については各支店が直接紛争当事者と取引をすることになり、B県B市とはかけ離れた場所で紛争が生じるおそれも多く存在するのであるから、仮にB地方裁判所のみでしか紛争を争うことができないと解すれば、消費者側に多大な負担を与える場合が多いと考えられるので、契約当事者の合理的意思としては、B地方裁判所以外の管轄裁判所でも争えたと解するべきである。

2. 課題2について

仮に、本件規定が専属的合意管轄であるとしても、Xは遅滞を避ける等のための移送の申立て（17条）をしてA地方裁判所への移送を求めることが考えられる。

もっとも、本件規定によりA地方裁判所が管轄裁判所としては排除されることにより、A地方裁判所は「他の管轄裁判所」とはいえないのではないか。

この点、同条の移送の判断は、「訴訟の著しい遅滞を避けるため」や、「当事者間の衡平」等を考慮して、裁判所が裁量により公益的な判断をするものであり、私人の合意によってかかる判断を排除すべきではない。そこで、たとえ当事者の専属的合意管轄の合意により管轄裁判所が排除されていたとしても、かかる合意は裁判所を拘束せず、裁判所は「訴訟の著しい遅滞を避けるため」や、「当事者間の衡平」等を考慮して必要と認めるときは、もとと管轄裁判所に移送できると考えるべきである。

これを本件についてみるに、Xの居住地、Lの事務所は、A市中心部にあり、B地方裁判所まで600kmあり、新幹線等の公共交通手段を乗り継いで約4時間かかるのであるから、B地方裁判所においてスムーズに期日を設定することは見込まれず、「訴訟の著しい遅滞」が生ずるおそれがある。また、かかる移動につきXは著しく時間、費用を負担する

ことになる一方、YはA市にも支店を有し、A地方裁判所でも争うことができるし、本件紛争がA支店で取引から生じていることからA支店に紛争資料が多いとも考えられるから、A地方裁判所で争うことが「当事者の衡平」の観点から妥当であるといえる。したがって、「訴訟の著しい遅滞を避けるため」、また「当事者の衡平」の観点から必要があると認められるため、裁判所はA地方裁判所で審理すべきである。

第2. 「設問2」について

Yは、本件訴訟の第一回口頭弁論期日において④の事実を認める旨の陳述をしているため、裁判上の自白（179条）が成立しないか。

裁判上の自白とは、口頭弁論又は弁論準備手続における、相手方の主張と一致する事故に不利益な事実を認める旨の陳述をいう。

そして、自白の対象となる事実は、主要事実に限られると考える。というのも、間接事実や補助事実は証拠と同じ働きをするところ、これに裁判所拘束力を認めると自由心象主義に反するからである。

本件において自白が成立しているか検討する。まず、元の請求の訴訟物は、履行遅滞解除に基づく原状回復請求権であるところ、④の事実は請求原因事実とはならないので、主要事実ではなく、自白は成立しない。もっとも、追加請求の訴訟物は、債務不履行に基づく損害賠償請求権であり、④の事実は債務不履行の事実を示すものとして請求原因事実となるので自白の対象となる。

裁判上の自白が認められると、不要証拠、不撤回効、裁判所拘束力が生じる。そのため、相手方の同意がある場合、刑事上罰すべき行為により自白した場合、反真実かつ錯誤の場合を除いては、原則として、自白の撤回は認められない。もっとも、これら以外の場合は一切撤回が認められないと解すべきではなく、自白後に事情変更が認められ、撤回を認めなければ当事者の公平の観点から自白当事者が著しく不利な状況に置かれる等の特段の事情が認められる場合には、自白の撤回が認められるべきである。

これを本件についてみるに、Yの自白後に、Xが追加で100万円の損害賠償請求をするという事情変更が認められる。そして、Yは、このような損害の事実についてXから聞かされておらず予見困難であったし、このような多額の損害賠償が認められるとYに大きな損害が生ずる。一方、Xがかかる請求を元の請求の段階で行わなかったのは、メーカー保証により無償修理ができるという安易な考えによるところであるし、かりにそう考えたとしても、前の請求の段階で、Yに対して、本件事故で高価な腕時計が破損したことについて告げておくべきであったといえる。そうだとすれば、当事者の公平の観点から、Yの自白の撤回を認めるべきである。

したがって、Yは自白を撤回することができると考えられる。

第3. 「設問3」について

Zは、本件日記につき、自己利用文書として文書提出義務（220条4号の二）を負う可能性がある。以下、これを検討する。

「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」は、作成目的、記載内容、現在の所持に至る経緯から判断して、①専ら内部の者の利用にさせる目的で作成され外部への開示を予定しない文書で、②開示されるとプライバシー侵害がなされる等所持者に著しい不利益が生ずるおそれがある場合、③特段の事情のない限り、これに該当すると考える。

本件日記の内容は企業の機密情報であるし、日記は本来自己が見返すために作成するものであるから、①の要件は満たされ则认为られる。また、日記は本来人に見られたくないものであるし、企業機密であることからプライバシーとしての要保護性も認められ得る。特段の事情の有無は、例えば、金融機関の場合、その金融機関が既に破産しているような場合は、プライバシーの保護の必要性が認められないから、特段の事情が認められ、文書提出命令の対象となつた判例があるので、本件でも、本件日記の作成者であるTが既に死亡しているから、Tのプライバシーを考慮する必要はないと认为られるので、かかる観点から特段の事情が肯定される余地がある。

設問1

第1 課題(1)について

- 1 Yの主張は、本件定めは、専属的合意管轄について定めたものであり（民事訴訟法（以下略）11条1項）、B地方裁判所は、管轄を有しない、との主張である。まず、本件定めは、本件契約に関する一切の紛争という「一定の法律関係に基づく訴え」に関する合意である（同条2項）。また、本件定めは、本件契約書に記載されているものであり、「書面」によってなされている。そして、本件定めは、「一切の紛争」に関して「B地方裁判所」をその管轄とすると記載があり、この文言から、専属的合意管轄について定めたものと解するべきである。

したがって、A地方裁判所は、管轄に属さず、B地方裁判所に移送すべきである。

（16条1項）

2 反論

- (1) 本件定めは、専属的合意管轄について定めたものではない。ある合意が、専属的合意管轄について定めたものであるかどうかは、その文言だけでなく、当事者の地位、合意状況等から判断すべきである。

Xが、本件定めについて合意したのは、本件契約の契約書においてである。本件契約書は、キャンピングカーの購入について、XとA市内にあるYのA支店で作成されたものである。Xとしては、仮にYと本件契約についてトラブルがあった場合、まずはA市内にあるYの支店において問題を解決しようと考えられる。本件定めは、本件契約書に記載されている。Xは、キャンピングカーを購入しようとしていたが、Xが本件定めがあることを理由に、別の契約書を用いるようにYに申し出ることは考えにくい。

以上の事情からして、本件定めは、専属的合意管轄について定めたものとは言えない。

- (2) 本件訴訟は、履行遅滞に基づく損害賠償請求を求めるものである。訴額は、400万円である（裁判所法33条1項1号、24条1号）。また、本件は金銭の支払いを求めるものであり、義務履行地は、A市のX宅である（5条1号、民法484条）。

したがって、A地方裁判所は、管轄に属する。

- (3) 以上より、本件定めは専属的合意管轄について定めたものではなく、A地方裁判所は管轄に属する以上、A地方裁判所で審理されるべきである。

第2 課題(2)について

- 1 本件定めが専属的合意管轄についてのものであるとしても、16条2項より、A地方裁判所で審理されるべきである。

- (1) 16条2項は、簡易裁判所の場合について定めたものであり、地方裁判所の場合についての定めではない。もっとも、地方裁判所の場合であっても、同項の趣旨である、当事者間の公平と、訴訟経済の観点から、移送しないことが認められるべきである。

Xの居住地および、弁護士Lの事務所は、A市にある。A市とB市は約600キロメートルも離れており、往復で8時間ほど移動にかかるほか、新幹線等の使用による交通費も必要となる。また、本件訴訟においては、本件車両が本件仕様を満たしているかどうか争点となると考えられる。証拠調べの対象となる本件車両は、A市のXの自宅車庫に保管されている。

他方、Yは法人であり、A市にも支店を有している。

- (2) 以上から、A地方裁判所で審理をすることの利点が多い一方で、B地方裁判所で審理をしなければ、Yの地位を不当に害するということもない。

2 したがって、A地方裁判所で審理すべきである。

設問2

第1 裁判上の自白とは、口頭弁論または弁論準備手続における相手方の主張と一致する自己に不利益な事実を認めるとの陳述である。自己に不利益とは、相手方が主張立証責任を負う事実を言う。また、本件で問題となる撤回禁止効が生じるのは、主要事実についての自白に限られる。裁判所の自由心証主義を不当に害しないためである。

第2 元の請求の訴訟物は、原状回復義務の履行としての代金返還請求権である。その請求原因は、①債務の存在、②引渡し、③債務不履行の事実、④催告、⑤解除の意思表示である。元の請求との関係では、④の事実は、主要事実とならない。④の事実は、③の債務不履行が発覚した経緯を示す事実に過ぎない。

追加された請求の訴訟物は、債務不履行に基づく損害賠償請求権である。その主要事実となるのは、①債務の存在、②不完全履行、③損害、④因果関係などである。追加された請求の訴訟物との関係では、④の事実は、不完全履行により、本件事故が生じ、それにより腕時計が損壊したことを表すものとして、④因果関係にかかる主張である。追加された請求との関係では、④の事実は主要事実となる。

第3 では、自白の撤回についてどのように考えるべきか。

1 まず、特に援用がなくとも追加された請求について訴訟資料になるとの見解を前提とすると、④の事実を争わないとして認めた陳述は、そのまま引き継がれ、追加された請求との関係で、自白の撤回禁止効が生じるとも思える。

2 しかし、自白の撤回禁止効が生じる根拠は、もはやその事実が争われないであろうという相手方の信頼に基づく禁反言である。間接事実について自白が成立しているとしても、不要証効（179条）は生じて、かかる信頼は生じないから不可撤回効は生じない。そして、請求の追加により、間接事実であった事実が、主要事実となったとしても、直ちにそれを認めるとの陳述が撤回された場合には、相手方にとって、かかる信頼は生じず、それゆえ不可撤回効は、生じないとする。

本件では、Xにより請求が追加された直後に、Yは、④の事実について撤回している。そのため、Xにとって④の事実が争われないとの信頼が生じたとは言えない。そのため、自白の不可撤回効が生じているとは言えない。

3 したがって、Yは、④の事実を認める旨の陳述を自由に撤回することができる。

設問3

本件文書提出命令（221条）により、Zが本件日記の提出義務を負うかどうかは、本件日記が、220条1号から3号、また4号イからハ、ホに当たらないと考えられることから、同号ハに該当するかどうかによる。同号ハに該当するかどうかは、①その文書が外部に開示することを予定しているかどうか、②それを開示することにより不利益が生じるか、③その他特段の事由がないか、に加えて、④文書提出命令の申し立てによる必要があるか（221条2項）、を考慮する。

- 1 まず、①については、本件日記はTが個人的な記録として作成していたものであり、外部に開示することを予定していたわけではないことが考慮される。
- 2 また、②については、これを公開することにより、Tのプライバシーが害されるのではないか、という点がという点が考慮されうる。
- 3 さらに、本件では、既にTが死亡していることから、特段の事情が認められるのではないか、ということが考慮される。
- 4 そして、④については、本件日記の他に、不完全履行について明らかとなる証拠がないのかどうか、という点が考慮されうる。

以上